

吸収合併に係る事前開示書面

2021 年 8 月 23 日

株式会社インターワークス

2021 年 8 月 23 日

株式会社インターワークス
代表取締役 松本 和之

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2021 年 6 月 17 日付けで日本データビジョン株式会社（以下「日本データビジョン」）との間で締結した吸収合併契約（以下「本合併」という。）に基づき、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日本データビジョンを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本合併に関し、会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社で日本データビジョンは、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度の日本データビジョンの計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の同社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。よって、本合併後において、当社の債務につき、履行の見込みがあると判断いたします。

以上



吸収合併契約書

株式会社インターワークス（以下「甲」という）と、日本データビジョン株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めに基づき、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散するものとする。

第2条（当事会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社インターワークス

住所：東京都港区西新橋一丁目6番21号 NBF 虎ノ門ビル8階

乙（吸収合併消滅会社）

商号：日本データビジョン株式会社

住所：東京都港区西新橋一丁目6番21号 NBF 虎ノ門ビル8階

第3条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2021年10月1日とする。ただし、本件合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上、合意により効力発生日を変更することができるものとする。

第4条（乙の株主に対する金銭等の交付または割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているので、本件合併に際し、乙の株主に対して、甲の株式の割当および交付は行わず、その他一切の金銭その他の財産の交付を行わないものとする。

第5条（増加すべき甲の資本金および準備金の額）

本件合併に際し、甲の資本金および準備金の額は増加させないものとする。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日に乙の一切の資産、負債、その他権利義務を承継するものとする。

第7条（本契約の承認等）

1. 甲は、会社法第796条第2項（いわゆる簡易合併）の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を得ることなく本件合併を行うものとする。なお、会社法第796条第2項における甲の純資産額の算定基準日は、2021年6月18日とする。ただし、会社法第796条第3項に規定する場合はこの限りでない。
2. 本件契約は、会社法第796条3項の規定に従い、会社法施行規則197条に規定する数の株式を有する株主が本件合併に反対する旨を通知した場合には、その効力を失うものとする。
3. 乙は、会社法第784条第1項（いわゆる略式合併）の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもってその業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定めるものとする。

第10条（合併条件等の変更または本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本件合併の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、合併条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲および乙の適法な機関決定ならびに法令の定める監督官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併について必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年6月17日

甲 東京都港区西新橋一丁目6番21号
NBF 虎ノ門ビル8階
株式会社インターワークス
代表取締役 松本 和之



乙 東京都港区西新橋一丁目6番21号
NBF 虎ノ門ビル8階
日本データビジョン株式会社
代表取締役 松本 和之



THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

CHICAGO, ILL.

1955

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
54 EAST LAKE STREET
CHICAGO, ILL. 60601

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS
54 EAST LAKE STREET
CHICAGO, ILL. 60601



貸 借 対 照 表

(2021年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
普通預金	159,392	買掛金	29,526
売掛金	76,423	未払金	5,243
関係会社売掛金	16	関係会社未払金	13,671
原材料及び貯蔵品	24	前受金	688
前渡金	640	預り金	979
前払費用	6,445	流動負債計	50,110
未収入金	3,353	【固定負債】	
関係会社未収入金	1,700	繰延税金負債	439
未収還付法人税等	1,011	退職給付引当金	6,526
未収還付消費税	10,055	固定負債計	6,966
		負債合計	57,076
		純資産の部	
		科 目	金 額
		【株主資本】	
流動資産計	259,062	資本金	187,050
		【資本剰余金】	
【固定資産】		資本準備金	25,300
(投資その他の資産)		(その他資本剰余金)	7,811
敷金差入保証金	4,786	その他資本剰余金	7,811
長期前払費用	52	資本剰余金	33,111
保険積立金	2	【利益剰余金】	
投資その他の資産計	4,841	利益準備金	4,987
		繰越利益剰余金	△ 18,321
		繰越利益剰余金(当期)	△ 179,331
		利益剰余金	△ 13,334
		株主資本合計	206,827
固定資産計	4,841	純資産合計	206,827
資産合計	263,903	負債純資産合計	263,903